

# 中尊寺供養願文と藤原朝隆

—書の視点から—

劉 海 宇<sup>※</sup>

## はじめに

周知のごとく、中尊寺供養願文には、藤原輔方によって書写された端書と奥書のある「輔方端書奥書本」（通称「輔方本」、以下これに従う）と北畠顕家筆の「顕家本」との二通りの写本が中尊寺に現存しており、ともに大長寿院に伝えられている。輔方本と顕家本との関係については、前者は能書家の藤原輔方が、嘉暦四（1329）年に中尊寺経蔵別当行圓の懇願に応じて「本文」の前後に端書と奥書を付したものであり、後者は陸奥守・鎮守府大將軍北畠顕家が輔方本によって抄写したものである、という共通認識になりつつある。古文書学の性格の上では輔方本は善本となるが、北畠顕家が藤原輔方よりはるか著名な人物であるため、顕家本一卷に輔方本一卷を併せて、二通りの写本が一括して重要文化財に指定されたのである。この願文は、平泉文化研究の最も重要な基本史料の一つであり、これまで幾多の解説文及び先学による論考等が世に出ている。

本稿は、臨書を通して感じたことを文章化したものである。臨書の手本は『平安藤原朝隆中尊寺建立供養願文（模本）・南北朝北畠顕家中尊寺建立供養願文（模本）』（1978 二玄社）となる。臨書を通して得た書の視点から、これまで目にした解説文や論考にいくつかの文字の誤読が存在しており、先行研究を踏まえてこれらの誤読字を指摘しつつ、また現存する藤原朝隆の遺墨と比較することによって、輔方本の本文が朝隆の手跡によるものであろうことを指摘したい。

なお、本稿は2018年3月『岩手大学平泉文化研究センター年報』に掲載された論文「中尊寺供養願文写本の基礎的研究—書の視点から—」及び2019年3月におけるシンポジウム「中尊寺供養願文の謎を解く」（平泉文化遺産センター）の報告内容に加筆・修正したものである。

## 一 これまでの解説文における誤読字

これまで目にした中尊寺供養願文の解説文は、『中尊寺大鏡』・『平安遺文』・『奥州藤原史料』・『奥州平泉文書』・『平泉町史』ほか多数ある。その中、『中尊寺大鏡』と『奥州平泉文書』などは輔方本を底本としており、『平安遺文』・『奥州藤原史料』・『平泉町史』などは顕家本を底本としている（齋木1975）。これらの解説文に以下の四字において再検討する余地がある。

※ 岩手大学平泉文化研究センター

## 1 「天高聴卑」の「聴」字

輔方本九〇行に「聴」、顕家本九六行に「聴」に作る字は、顕家本を底本としている『平安遺文』・『奥州藤原史料』・『平泉町史』等の史料集及び最近の研究論文・書籍（例えば、大矢邦宣 2004・2013、五十嵐敬喜・佐藤弘弥 2009、佐倉由泰 2010、中尊寺 2012）におおかた「徳」とし、「天高徳卑」を「天高く徳卑し」或いは「天高く卑しきを徳とす」と訓読している。ただし、明治期に編纂された『古事類苑』に早くに「聴」字を「聴」とした（『宗教部四・仏教四・経』285頁）。『古事類苑』に見える中尊寺供養願文は、「古経題跋」として一部のみ収録されており、逸文・脱字及び誤字が甚だ多く、おおかた研究者に利用されていない。だが、この「聴」字を正しく解説したと評価すべきところもある。また、輔方本を底本としている『中尊寺大鏡』（第一冊 22頁）及び『奥州平泉文書』（7頁）にも、「聴」字を「聴」とし、なかんずく『中尊寺大鏡』には「天高聴卑」を「天高く卑を聴」と訓読している。そのほか、石田一良氏はその論文「中尊寺建立の過程にあらわれた奥州藤原氏の信仰と政治」で「天高く卑に聴かれ」という書き下しをしている（石田 1964）。

写本の「聴」（輔方本）と「聴」（顕家本）字は明らかに「彳」偏に従わない。この字の「耳」偏は、輔方本 65 行「聴（職）」、87 行「聴」及び顕家本 93 行「聴（職）」などの字に見える「耳」偏である。そのため、「聴」は紛れもなく「徳」字ではなく、「聴」字のことで、『古事類苑』・『中尊寺大鏡』及び『奥州平泉文書』の解説文に従うべきである。「天高聴卑」という成語は、『史記』宋微子世家に出典をもち、その後『三国志』魏書曹植伝、『宋書』范泰列伝、『梁書』伏暉伝、『隋書』房彦謙伝等の史書に多く見えており、天帝は高い所にいるのだが、低いところや地上にいる人々のこともよく聞き知ることができるという意味である。

源為憲の撰した平安中期の辞書『世俗諺文』に「天高聴卑」が収録されており、濱田寛氏の解説ではこの諺文は『史記』を出典とするが、源為憲が『文選』巻二〇「責躬詩」（曹子建）にある「心之云慕、愴矣其悲、天高聴卑、皇肯照微」の李善注を媒介に運用した可能性があると指摘された（濱田 2015）。奈良平安期ではこの諺文を用いた用例が多く見えており、例えば空海『遍照發揮性靈集』巻七「為菅平章事願文」に「於焉高天聴卑、影響不虛」、同巻一〇「故贈僧正勤操大徳影讚」に「鶴響易聞、高天聴卑」、『日本後紀』大同元（806）年六月十日条に引く藤原内麻呂の上奏文に「叩闕之誠靡遠、聴卑之意未微」とある。ほかには『日本三代実録』貞観五（863）年正月十九日条・『文華秀麗集』巻上「蒙譴外居聊以述懷敬簡金吾將軍」（仲雄王）・『本朝文粹』巻三「論運命」（藤原博文）等にも見える（濱田 2015）。

中尊寺供養願文における「天高聴卑、綸綍依請、供養遂思」は、「天高くも卑しきを聴き、綸綍、請ふに依り、供養、思ひを遂ぐ」と訓読すべく、天（法皇）が高いところにいながら、卑しい人の言葉をよく聞きいれていたため、勅命は願う通りに下り、供養は思うままに実現した、と典故を用いながら、「卑」と「思」字を上平声四支韻に押韻して文学的に表現している。

## 2 輔方本 21 行の「謹」字

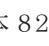

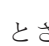


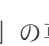


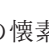




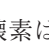
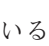
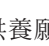

輔方本 21 行に「𠂔」に作る字は、顕家本 23 行に「𠂔（奉）」と書き換えている。輔方本の「𠂔」が「奉」の間違いとされる説はあるが（齋木 1975）、そう簡単ではない。たしかに「奉」の草書体（くずし字）に「𠂔」のような書き方はないが、ただし北畠顕家を含む後世の人たちが「𠂔」を「奉」に読み間違っただけという可能性は否定できません。

「𠂔」は「謹」の草書体である可能性が高い。12 世紀の前半から後半の公文書の書跡として貴重な『兵範記』紙背文書に「謹」が「𠂔」、「𠂔」と書かれており、また同紙背文書にある朝隆の書跡の「（仁平元年）二月一日付消息」に「謹」は「𠂔」形に作る。ほかに、西行の書に「𠂔」、正成の書に「𠂔」

のというような書き方の「謹」字がある（『くずし字辞典』）。



輔方本 21 行の「謹納」は謹んで奉納するという意味で、次行の「奉安置」の「奉」との重複を避ける意図があると推測される。


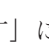
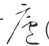
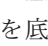


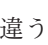

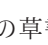
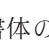


### 3 「霧露之気長稟」の「稟」字

輔方本 82 行に「」、顕家本 88 行に「」に作る字は、これまで二写本を底本とする史料集及び書籍ないし論文にすべて「霽（は）れ」と読まれており、前述した明治期成立の『古事類苑』のみに「齊」とされている。「」の字形を見ると、あきらかに「雨」かんむりに従わず、「霽」字ではない。「齊」の草書体は、（王献之）、（唐太宗）に作り、輔方本「」と顕家本「」の上部と近いが、しかし下部に「木」に従う字形がない。「齊」の草書体と酷似するのが「高」字であり、「高」の草書体は （王羲之）、（唐の懷素）に作る。輔方本「」と顕家本「」は「高」に従っており、また下部に「木」があるため、「稟」字の草書体であると考えたほうがよい。なお、「稟」の草書体には、唐代の懷素は「」、智永は「」と書いている。これは輔方本「」と顕家本「」と酷似している。また、供養願文の「」上部の書き方は、輔方本七三行の「（高）」と近い。

「稟」は、また「槁」に作り、乾くや水分がなくなるという意味である。「霧露之気長稟」は、「霧露の気長く槁（か）る」と訓読すべく、霧露の気はつねになくなるという意味合いだろう。ちなみに、「霧露」とは、人々の健康に悪い霧と露のことで、『史記』淮南衡山列伝に「臣恐卒逢霧露病死（臣、つひに霧露に逢ひて病死するを恐る）」とある。「霧露之気」は、後漢から三国時代に成立した医学古典の『傷寒論』辨脈法第一に見え、霧露の気に当たるときの症状が記されている。ゆえに、供養願文に「霧露の気」が長く乾くと願っているだろう。

### 4 「林慮桂陽」の「慮」字

輔方本 85 行に「」、顕家本 91 行に「」に作る字は、顕家本を底本としている『平安遺文』・『奥州藤原史料』・『平泉町史』等の史料集及び最近の研究論文・書籍におおかた「慮」とされている。ほかに、前出の『古事類苑』に「慮」になっている。ただし、輔方本を底本としている『中尊寺大鏡』及び『奥州平泉文書』などはこの字を「慮」としている。また、石田一良氏もその論著で「慮」にしている（石田 1964）

写本の「」と「」は、明らかに「广」に従わず、「慮」の草書体「」（懷素）ではない。恐らく、前述の顕家本を底本としている史料集は「」を「慮」字の声符である「慮」の草書体として解読したと思われるが、ただし「慮」の草書の「」（則天武后）、「」（懷素）」と比べると、下部の書き方ははっきりと違う。「」と「」は、明らかに「慮」の草書体の「」、「」（王羲之）」、「」（長谷場文書、暦応二年）」と近く、また顕家本奥書 3 行目の「（慮）」と同じく、『中尊寺大鏡』及び『奥州平泉文書』の解読文に従って「慮」と解読すべきだろう。

これまで「林慮桂陽」は意味不明とされてきたが、いったいその出典と意味はどうだろうか。「林慮桂陽」は、禅定法皇（白河法皇）、金輪聖主（崇徳天皇）、太上天皇（鳥羽上皇）、国母仙院（待賢門院）の後に述べられているため、鳥羽上皇と待賢門院の子で崇徳天皇の兄弟を指す可能性が高いと思われる。かつ「林慮桂陽、松子に影を伴う」の「松子」は古の仙人赤松子のことで、漢代劉向撰の『列仙伝』に「炎帝少女追之、亦得仙俱去（炎帝の少女これを追ひ、また仙を得て俱に去る）」とあるように、炎帝の娘の師となってそれを連れて登仙したという仙人である。

「林慮」は、漢代河内郡治下の県名で、もと隆慮といったが、後漢殤帝劉隆の名前に忌諱するため、林慮に変えたという。『漢書』高后紀に見える「隆慮侯」の後漢應劭注に「隆慮、今林慮也。後避殤帝諱、故改之（隆慮、いまの林慮なり。のちに殤帝の諱を避け、ゆえにこれを改む）」とある。「林慮公主」は、

『史記』外戚世家に見え、前漢景帝の皇女、武帝の同母姉妹の封号で、唐代司馬貞『索隱』に「(林慮) 県名、属河内。本名隆慮、避殤帝諱、改名林慮(県名、河内に属す。もとの名は隆慮、殤帝の諱を避け、林慮と改名す)」とある。また、後漢明帝の娘で章帝の女兄弟も林慮公主に封ぜられたことがある(『後漢書』耿弇列伝)。「林慮」は、その出典が『史記』・『後漢書』のいずれにせよ、先帝の皇女で今上の女兄弟を指すこととなるだろう。

『鎌倉遺文』巻29「後深草院伝事記」の「永陽門院(久子内親王)願文」に「玄輝門院者親母也、鞠育相同。玉真公主者我述也、純孝不疎。因茲、傍軒……畔而芝砌通栖、傲林慮漢日之……成邑」とあり、肝心なところに数文字が欠損しているが、大意としては後深草天皇の皇女永陽門院(久子内親王、1272-1349)が漢代の皇女「林慮」に倣って何かをすると理解することに差し支えないだろう。言い換えれば、この願文で永陽門院(久子内親王)を「林慮」になぞらえている。同じように、中尊寺供養願文の「林慮」は、おそらく鳥羽上皇と待賢門院の第一皇女、崇徳天皇の女兄弟、保安三(1122)年生まれの禧子内親王のことを指すと思われる。

「桂陽」については、菅野成寛氏と議論して得た新知見を次のように述べる。中尊寺供養願文の作者とされる敦光の師にあたる大江匡房の承暦二(1078)年法勝寺大乘会結願文に「桂陽竹園」があり(『本朝文集』巻53)、また道真の孫で菅原文時の『秋日聴第八皇子始読御注孝経応製』に「桂陽鑠」が見える(『本朝文粹』巻9)。「竹園」は、大江匡房の『江都督納言願文集』には数例見え、中には「王子」と注記したものもあり、天皇の皇子のことを指す。「桂陽鑠」は、柿村重松『本朝文粹註釈』に「南史、齊高帝諸子伝云、桂陽鑠字宣明、高帝第八子也(『南史』齊高帝諸子伝に云ふ、桂陽鑠は字宣明、高帝の第八子なり)」とあるように、南朝齊の創始者蕭道成の第八子で桂陽王に封ぜられた蕭鑠のことである。中尊寺供養願文の「桂陽」は、鳥羽上皇と待賢門院の皇子、崇徳天皇の皇太弟の通仁(1124年生)と君仁(1125年生)を指す可能性が高い。

## 二 両写本の問題点と相違点

輔方本と顕家本との両写本の筆跡が近似していることから、後者が前者の模写であることはすでに指摘されている。齋木氏は両写本の筆跡を比較し、書体の相似字と相異字、及び運筆の錯誤字等を指摘した(齋木1975)。このような先行研究を踏まえながら、表の形で両写本における書体の問題点と相違点を詳しく列記する。

### 1 両写本の誤字と誤写

両写本における運筆の間違い及び誤写について、齋木氏は、輔方端書奥書本の躰(7行)・奉(21行)・息(64行)・兆(88行)・覃(99行)を、顕家本の方(20行)・次(20行)・治(77行)・分(84行)・桂(92)・緯(97行)・胎(107)を指摘した(齋木1975)。

下表にそれぞれの字形を明記しながら、両写本における誤字と誤写の文字を詳細に並べる(輔方本をA、顕家本をBと略称する)。必要に応じて、「説明」欄に正確な草書体を注記する。

	A、輔方本	B、顕家本	説明
1	𨮑(軌、19行)	𨮑(軌、20行)	A「𨮑(軌)」の車偏誤写。

2	次 (次 19 行)	以 (以、20 行)	B「以」は「次」の誤字。
3	備 (備、19 行)	備 (備、21 行)	A・B とも最後の画は誤写。備 (備、王羲之)。
4	夷 (夷、31 行)	夷 (夷、33 行)	A「夷」最後の画「㇀」は書き癖。
5	形 (形、42 行)	形 (形、44 行)	A 开偏に一横劃多い。形 (形、王羲之)
6	畫 (畫、53 行)	畫 (畫、56 行)	A・B「畫」はともに「畫」の誤字。畫 (畫、王羲之)。
7	恩 (恩、64 行)	息 (息、68 行)	A「恩」は「息」の誤字。
8	奉 (奉、78 行)	奉 (奉、84 行)	A・B「奉」はともに「成」の誤字。成 (成、王羲之)
9	陽 (陽、86 行)	陽 (陽、92 行)	B「陽」旁は「易」に誤写。
10	諱 (諱、94 行)	諱 (諱、103 行)	A・B の「成」旁はともに「奉」に誤写。成 (成、王羲之)。
11	胎 (胎、98 行)	胎 (胎、108 行)	B「月」偏は「日」に誤写。
12	覃 (覃、99 行)	覃 (覃、108 行)	A「覃」の下部「升」は誤写。
13	筆 (筆、A 奥書 4 行)		A「筆」の下部は書き癖。筆 (筆、懷素)。





上記のように、両写本における誤字は以下のとおりである。2 番 B20 行の「以」は「次」の誤字、6 番 A・B の「畫」はともに「畫」の誤字、7 番 A の「恩」は「息」の誤字、8 番 A・B の「奉」はともに「成」の誤字である。これら 2 番・6 番・7 番の誤字は一目瞭然だが、8 番の誤字の判断について、説明する必要がある。文言は「素意盍 (蓋) 奉悉地」となるが、「奉悉地」という語が仏典に見えないのに対して、『毘盧遮那經廣大儀軌』等の仏典には「随意成悉地」や「成悉地」が多く見え、「奉」を「成」の誤字と判断するほかない。




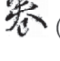
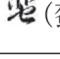


誤写の字は、1 番 A「軌(軌)」の車偏を示偏に誤写、3 番「備」A・Bとも最後の画は誤写、5 番 A「开」偏の横画が誤写、10 番 A・B「誠」の「成」旁はともに「奉」に誤写、12 番 A「覃」字の下部の「十」が「卅」に誤写、また、4 番 A「夷」の最後の画「フ」を「ノ」に、13 番 A「筆」の下部を「毛」のように記す書き癖が見える。

## 2 両写本における相違点

両写本における書体を異にする字について、齋木氏は、圍・師・奉など 41 文字を指摘した（齋木、1975）。ここではできる限り多くの画像を使って具体的に説明するが、画像の切り貼りが難しい字は活字で表記する。

	A、輔方本	B、顕家本	説明
1	 (圍、10 行)	 (圍、11 行)	A は草書体、B は行楷書体。
2	 (基、13 行)	 (旒、14 行)	B は「旒」字に改変。
3	 (14 行)	尊(15 行)	A は草書体、B は行楷書体。
4	 (師、16 行)	 (師、17 行)	A の白偏は書き癖、B は行楷書体。
5	 (軌、19 行)	 (軌、20 行)	A「軌(軌)」の車偏は示偏の誤写。
6	 (次 19 行)	 (以、20 行)	B「以」は「次」の誤字。
7	 (謹、21 行)	 (奉、23 行)	A は「謹」の草書体か、B は「奉」の草書体に改変。
8	 (世、26 行)	 (世、28 行)	A は草書体、B は行楷書体。
9	 (護、27 行)	 (護、29 行)	A は草書体、B は行楷書体。
10	 (楽、30・41・88 行)	 (楽、32・43・94 行)	A は行楷書体、B は草書体。
11	 (夷、31・56 行)	 (夷 33・60 行)	A「夷」最後のフ画は書き癖。
12	 (事、31 行)	 (事、33 行)	A は行楷書体、B は草書体。

13	 (鱗、32行)	 (鱗、34行)	Aは草書体、Bは行楷書体。
14	 (無、32行)	 (無、34行)	A・Bとも草書体だが、書き方不同。
15	土(33・45・62・72行)	土(36・48・66・77行)	Bは「土」の異体字。
16	 (斜、39行)	斜(39行)	Aは草書体、Bは行楷書体。
17	 (頭、40行)	 (頭、42行)	Aは草書体、Bは行楷書体。
18	 (形、42行)	 (形、44行)	A 开偏は誤写。
19	 (奏、44行)	 (奏、46行)	Aは草書体、Bは行楷書体。
20	 (佛、44・76行)	 (佛、46・81行)	Aは「佛」の異体字。
21	 (雖、44行)	 (雖、47行)	Aは行楷書体、Bは草書体。
22	 (盡、49行)	 (盡、53行)	Aは行楷書体、Bは草書体。
23	 (部、50行)	 (部、53行)	Aは草書体、Bは行楷書体。
24	 (弓、54行)	 (卷、57行)	Aは「卷」の異体字。
25	 (煩、54行)	 (煩、58行)	Aは草書体、Bは行楷書体。
26	 (當、60行)	 (當、64行)	Aは行楷書体、Bは草書体。
27	 (海、63行)	 (海、67行)	Aは草書体、Bは行楷書体。
28	 (蠻、63行)	 (蛮、67行)	Aは行楷書体、Bは草書体。
29	 (恩、64行)	 (息、68行)	A「恩」は「息」の誤字。

30	知 (69 行)	知 (知、73 行)	A は行楷書体、B は草書体。
31	國 (國、70 行)	囯 (国 72 行)	B は「國」の異体字。
32	其 (其、70 行)	其 (其、74 行)	A は行楷書体、B は草書体。
33	高 (高、73・90 行)	高 (高 79・96 行)	A は草書体、B は行楷書体。
34	歸 (歸、75 行)	歸 (歸、81 行)	A は草書体、B は行楷書体。
35	設 (設、77 行)	設 (設、82 行)	A は草書体、B は行楷書体。
36	定 (定、80 行)	定 (定、86 行)	A は草書体、B は行楷書体。
37	遲 (遲、81 行)	遲 (遲、87 行)	A は草書体、B は行楷書体。
38	輪 (輪、83 行)	輪 (輪、89 行)	A 「車」偏は草書体。
39	院 (院、85 行)	院 (院、91 行)	A は「院」の異体字として、敦煌文献に見える(黄征 2005:524)。
40	陽 (陽、86 行)	陽 (陽、92 行)	A 草書体、B 「易」旁は「易」に誤写
41	文武百官(86・87 行)	(92 行) 無し	B 「文武百官」の 4 文字は無し。
42	願 (願、89 行)	願 (願、95 行)	A は草書体、B は行楷書体。
43	誠 (誠、89 行)	誠 (誠、96 行)	A は行楷書体、B は草書体。
44	(91 行) 「月」の前空白	三(98 行)	A91 行に「三」の処は欠字。
45	胎(98 行)	胎 (胎、107 行)	B 「胎」の月偏は日のように誤写。
46	覃 (覃、99 行)	覃 (覃、108 行)	A 下部は誤写。







以上で分かるように、両写本の相違点の中に、BはAの文字を変える場合と書体を変える場合とがある。例えば2番「基」を「旒」に、6番「次」を「以」に、7番「謹」を「奉」に、29番「恩」を「息」に、39番「隗」を「院」に変えたり、また41番「文武百官」を削除したり、44番欠字に「三」を補足したりするのが文字を変えるケースである。6番の「以」が、Bの誤写以外は意図的に変えたと思われる。書体を変える場合、Aの草書体を行楷書体書き換える文字と、Aの行楷書体を草書体書き換える文字とがある。また11番・29番・46番のように、BがAの誤運筆を訂正するものもある。

### 三 輔方本と現存する朝隆の遺墨との比較

輔方本の本文の書者はいったい誰か。その端書・奥書・極め書きによれば、藤原輔方がその本文を朝隆の書だと認識しているらしい。近代以来、石田茂作氏に代表される藤原輔方によって書写された説（石田1941）と、名児耶明氏に代表される輔方が端書と奥書を加える以前に藤原朝隆の書風をもって忠実に模写された説（名児耶1978）との二説に分かれる。名児耶氏は、輔方本の本文の書跡を、わずかながら残された藤原朝隆の遺墨と子細に比較した結果、「同筆とは言えないがよく似ている」と、朝隆の書風を忠実に臨書した模本だとしている。また、齋木氏は、輔方本の本文がいつ誰によって書かれたかについては「考えるところがない」としながら、「輔方本に、誤字乃至は運筆の誤りがかなりみられることも、何よりその正本からの書写ではないことを物語ると言わなければならない」と、輔方本の本文の書跡が臨書ではない見解を示している（齋木1975）。

ここでは、輔方本の本文（A）の書跡と比較するため、現存する朝隆の遺墨とされる全四点の書跡を次のように取り上げる。a 京都大学附属図書館所蔵『兵範記』紙背文書『（仁平元年）二月一日付消息』、b 同紙背文書『（某年）二月三日付消息』、c 金剛峯寺所蔵『宝簡集』所収『（平治元年七月十七日）美福門院令旨』、d 宮内庁書陵部所蔵『藤原朝隆書状』の四点である。aとbは京都大学附属図書館データベース、cは東京大学史料編纂所データベース、dは『御物 書跡I』（毎日新聞社1993）によるものである。

以下では、Aと朝隆の遺墨四点とを比較して、酷似する字形をいくつか示す。朝隆が承徳元（1097）年に生まれ、平治元（1159）年11月に死去したため、現存する遺墨の中、aの書かれた仁平元（1151）年は五五歳、cは亡くなる直前の六三歳、dは久寿元（1154）年から同三（1156）年の五七～五九歳のもので、いずれも晩年の書跡である。これに対して、天治三（1126）年に清書された中尊寺供養願文は、朝隆の遺墨四点と比べると、少なくとも二十五年の差がある。下表のようにAと朝隆の遺墨四点における近似の字形を取り上げておく。

活字	A 輔方本	a～dの遺墨	説明
「旒」偏	 (旒、5行)	 (族、dの4行)	「方」がどちらも「弓」になり、書き手の強い癖を示す。
師	 (16行)	 (dの8行)	「自」偏の書き方が特殊で、書き手の強い癖を示す。

経	経 (21行)	経 (cの4行)	
帀(紙)	帀 (23行)	帀 (cの14行) 帀 (dの5行)	ともに「紙」の異体字「帀」を使う。
殊	殊 (25行)	殊 (cの15行)	「歹」偏の書き方がやや特殊で、「殊 (王羲之)」が一般的である。
此	此 (33行)	此 (dの8行)	
頭	頭 (40行)	頭 (dの11行)	
可	可 (45行)	可 (cの12行) 可 (dの2行)	
間	間 (64行)	間 (dの12行)	
期	期 (66行)	期 (cの7行) 期 (dの17行)	
参	参 (66行)	参 (bの4行) 参 (dの16行)	
降	降 (67行)	降 (dの8行)	
過	過 (68行)	過 (dの5行)	
悉	悉 (78行)	悉 (cの19行)	

地	 (79 行)	 (c の 16 行)	最後に点を打つ書き方はやや特殊。「地(王羲之)」が一般的である。
定	 (80 行)	 (c の 16 行)	
官	 (87 行)	 (d の 13 行)	
徳	 (97 行)	 (c の 13 行)	

以上のほかにもまた近似する字形が多い。このように、輔方本の本文と朝隆の確実な遺墨の a～d との間には、書体と筆跡を同じくする文字が多く、緊密な関係があることは一目瞭然である。ここでは現存する輔方本の本文が朝隆の手跡によるものであろうことを指摘したい。

## おわりに

本稿では、これまでの解読文で問題となった「天高聴卑」の「聴」字、輔方本二一行の「謹」字、「霧露之気長稟」の「稟」字、「林慮桂陽」の「慮」字など四文字を再検討したうえで、「天高聴卑」と「林慮桂陽」の出典及び使用例を明らかにした。次ぎに、輔方本と顕家本との両写本における書体の問題点と相違点を詳しく考察した。また、輔方本の本文を朝隆の遺墨四点と比較して、書体・筆跡を同じくする文字が多いなど、緊密な関係があり、現存する輔方本の本文が朝隆の手跡によるものであろうことを指摘した。

付記： 本稿をまとめるにあたり、岩手大学教育学部教授菅野文夫氏、同平泉文化研究センター客員教授の菅野成寛氏に多くの有益なご指導を賜りました。ここに感謝申し上げます。

## 参考文献

- 石田一良 1964 「中尊寺建立の過程にあらわれた奥州藤原氏の信仰と政治」、のちに平泉町史編集委員会編『平泉町史総説・論説編』一九八八年所収。
- 石田茂作編 1941 『中尊寺大鏡』三冊、大塚工藝社。
- 岩手県教育委員会編 1985 『奥州平泉文書(新訂版)』、国書刊行会。
- 大矢邦宣 2004 『「中尊寺建立供養願文」を読む』、『中尊寺仏教文化研究所論集』平成一六年度『寺報関山』別冊。
- 大矢邦宣 2013 「清衡精神の総決算—「中尊寺建立供養願文」—基本資料の全注釈と読解』、『図説平泉』、河出書房新社。
- 黄征著 2005 『敦煌俗字典』、上海教育出版社。
- 齋木一馬 1975 「中尊寺供養願文の輔方本と顕家本との関係について」、『仏教史研究』九、のちに平泉町史編集委員会編『平泉町史 総説・論説編』一九八八年所収。
- 佐倉由泰 2010 「藤原清衡と文学」、三浦秀一編『東北人の自画像』、東北大学出版会。

- 竹内理三編 1947 『平安遺文』、東京堂出版。
- 東北大学東北文化研究会編 1959 『奥州藤原史料』、吉川弘文館。
- 名兄耶明解説 1978 『平安藤原朝隆中尊寺建立供養願文（模本）・南北朝北畠顯家中尊寺建立供養願文（模本）』（日本名跡叢刊二五）、二玄社。
- 濱田寛 2015 『世俗諺文全注釈』、新典社。
- 平泉町史編纂委員会編 1985 『平泉町史（史料編一）』。
- 東京手紙の会編 2000 『くずし字辞典』、思文閣出版。
- 中国書店編 1983 『草書大字典』、中国書店出版。
- 毎日新聞社 1993 『御物 書跡 I』（皇室の至宝一〇）。
- 劉海宇 2018 「中尊寺供養願文写本の基礎的研究—書の視点から—」、『岩手大学平泉文化研究センター年報』六集

b 二月三日付消息

江州慶事正  
 盡意致仰  
 見笑此  
 二月三日付消息

a 二月一日付消息

陰日の暇今明下  
 清祈事  
 力及作款可  
 二月一日付消息

被 美福門院令旨  
 紀伊國美福門院令旨  
 進金班一切経藏  
 初高云辰微一切経會  
 月初二一晝夜不斷  
 勝陀羅尼奉資鳥羽  
 院之善提寸初三晝  
 月之故也以此所常  
 用進札の儀覺一  
 時日候杖相重奉  
 者三法會之念浦  
 有能只進奉奉相  
 了也取の酒者在  
 之切心字相密之  
 之時縁重地者立  
 之之地充少号早  
 者必可出類仍下  
 此類者多以類  
 今旨如此奉  
 七月七日  
 美福門院令旨

c 美福門院令旨

真言教導以灌頂  
 云為之進向後了  
 仙院賜中希代  
 一強引事施又  
 也每事止若難  
 筆先人雖中何  
 此儀式取每自  
 而陰大部取  
 於早由東古長  
 引以也  
 取以也  
 之投  
 或長者之  
 人教獨所自  
 皇仁美史  
 心之  
 藤原朝隆書狀

d 藤原朝隆書狀